

平成29年11月6日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課情報公関係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本月13日(月)までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

平成29年10月25日(水)

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

平成29年10月27日(金)

3 開示請求の内容について

請求する行政文書の名称等として、「検事採用願を提出した司法修習生の身元調査の方法が書いてある文書(最新版)」と記載されていたことについて、その請求趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では保有していません。そのため、このまま開示請求を維持された場合、文書不存在により行政文書不開示決定が行われるものと思います。

なお、開示請求のあった行政文書は保有していませんが、当該者に係る身元調査に関する文書を開示請求されるということであれば、法務省本省では、以下の行政文書を保有しています。

① 検事への採用手続について(平成29年8月24日付け司法修習生(A班)宛て)

② 検事への採用手続について(平成29年10月3日付け司法修習生(B班)宛て)

つきましては、上記の情報を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

4 開示請求手数料について

上記3の①及び②の行政文書を開示請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、同手数料に過不足はありません。

